

和歌山県 港湾・海岸関係
許認可処分等審査基準

和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課

令和8年4月

目 次

1-港区占	港湾区域内及び港湾隣接地域内の占用、工事等の許可	1
2-港区免	港湾占用料等の減免	3
3-港施使	港湾施設の使用許可	4
4-港用使	港湾施設用地の使用許可	6
5-港施工	港湾施設への工作物等の設置許可	7
6-港施行	港湾施設の工事等の許可	9
7-港施免	港湾施設使用料の減免	10
8-港施還	港湾施設使用料の還付	12
9-港マ行	マリーナでの行為許可	13
10-港マ工	マリーナへの工作物等の設置許可	14
11-港マ免	マリーナ使用料の減免	15
12-港臨工	臨港地区区分区内の建設等の許可	16
13-港入免	和歌山下津港入港料の減免	17
14-港入還	和歌山下津港入港料の還付	19
15-海保占	海岸保全区域内の占用許可	20
16-海保行	海岸保全区域内の行為許可	22
17-海般占	一般公共海岸区域内の占用許可	23
18-海般行	一般公共海岸区域内の行為許可	25
19-海公免	海岸占用料等の減免	26
20-海公還	海岸占用料等の還付	27
21-海公延	海岸占用料等の延滞金の減免	28
22-海園行	海浜公園での行為許可	29
23-海園免	海浜公園使用料の減免	30
24-海底占	海底の土地の使用許可	31
25-海底免	海底の土地使用料の減免	33
26-海底還	海底の土地使用料の還付	34

許認可等の処分に係る審査基準（No1-港区占）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	港湾区域内及び港湾隣接地 域内の占用、工事等の許可
	概 要	港湾区域内及び港湾隣接地域内において、水域又は公共空地の占用、土砂の採取、一定の港湾施設の建設又は改良、その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為をする場合は、港湾管理者の許可を受けなければならない。
根 拠 法 令 及 び 条 項	港湾法第37条第1項	
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。また、港湾施設を建設する場合は、港湾計画等によって位置付けられていること。 2. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 3. 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 4. 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。 5. 土砂採取、危険物の設置等他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該法令に従うこと。 6. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、港長の許可を得ること。 7. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 8. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 9. 水域及び公共空地の占用については、原則として公共性が確保できていること。 10. 水域の占有を行う場合には、申請者が占有しようとする水域の背後の土地の利用について正当な権利を有するとともに、当該水域とその背後の土地を一体として使用するものであること。ただし、次に掲げる項目に該当する場合は、この限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> ア 国又は地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するために占有を行う場合 イ 工作物の設置を伴わない、一時的な占有を行う場合 ウ その他、公益上知事がやむを得ないと認める場合 11. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 12. 収益（利益の有無にかかわらず利用者から料金等を徴収するもの。）を伴う利用（船舶の係留施設など港湾の機能向上に寄与するもの及び水道、電気、ガスなど県民生活に不可欠な供給路に関するものを除く。）の場合は、次のアからキまでに掲げる要件を全て満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 申請主体が、地方公共団体、協議会（地元自治会や地元観光協会等で構成される団体）、漁業協同組合（遊漁船業の登録を受けた組合員 	

	<p>を含む)又は漁業権や漁業許可に基づき養殖用工作物若しくは定置網を設置する者であること。ただし、数日程度の単発的なイベントであり、かつ、国、県又は地元市町のいずれかから後援を受けている場合はこの限りではない。</p> <p>イ 事業目的が地域や漁業・海業の振興に資するものであること。 なお、海業とは、「海や漁村の地域資源を活用し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの」をいう。 (例：水産物販売、漁業体験、釣り体験等)</p> <p>ウ 収益を伴う利用に関して、近隣事業者の了解を得ていること。</p> <p>エ 安全マニュアル等を作成し、利用者の安全を確保できること。</p> <p>オ 工作物は容易に撤去できるもので、かつ、一時的な設置であること。 ただし、特別の事由があると認めるときはこの限りではない。</p> <p>カ 近隣住民の住宅に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと。特に午後11時から午前6時までの深夜の時間帯は厳禁とすること。また、騒音対応を行うための体制を整えること。</p> <p>キ ゴミを放置することなく責任を持って処分すること。</p> <p>13. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。</p>	
標準処理期間	<p>20日以内とする。</p> <p>ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。</p>	
申請	提出先	<p>和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課</p>
	提出時期	随時
	提出方法	<p>所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。</p>
	手数料	なし
占用料金等	和歌山県港湾占用料等徴収条例の規定による金額	
相談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備考	<p>1 許可を受けずに工事等を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の規定がある。（港湾法第63条第4項第1号）</p> <p>2. 収益を伴う利用ではないとして申請を行い、利用者から料金を徴収した場合や収益を伴う利用で許可を受けたにもかかわらず審査基準の12で定める力及びキの要件を遵守できない場合は、許可を取り消す。</p>	

和歌山県

許認可等の処分に係る審査基準（No2-港区免）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	港湾占用料等の減免
	概 要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県港湾占用料等徴収条例第3条	
審 査 基 準	1. 次に掲げるいずれかの場合であること。 ア 行政財産の使用許可に伴う使用料の減免について（平成10年4月1日付け管第10号副知事依命通達）に規定するものである場合 イ 養殖用工作物又は定置網を設置する場合 ウ その他公益上の必要等特別の事由があると認める場合 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
標 準 処 理 期 間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課
	提 出 時 期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を減免を受けようとする許可を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
手 数 料	なし	
占 用 料 金 等	なし	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考	港湾法第37条第3項の規定に基づく国又は地方公共団体による占用等の場合は、占用料の徴収対象外（港湾法第37条第4項ただし書）	

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No3-港施使）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	港湾施設の使用許可
	概 要	和歌山県港湾施設管理条例別表第 1 に掲げる港湾施設（港湾施設用地を除く。）を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。指定管理者が管理を行う港湾施設にあっては、指定管理者の許可を受けなければならない。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県港湾施設管理条例第 4 条第 1 項	
審 査 基 準	1. 港湾施設の使用にあたって、必要な免許、許可、登録その他の資格を有していること。 2. 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。 3. 港湾施設の目的又は用途に合致していること。合致していない場合は、公益上の必要性が認められること。 4. 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 5. 港湾施設の能力を超過していないこと。 6. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、港長の許可を得ること。 7. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 8. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 9. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 10. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。	
標準処理期間	和歌山下津港における係留施設（小型船舶係留施設を除く。）、臨港交通施設（鉄道を除く。）、荷さばき施設（上屋、荷さばき地、水面整理場を除く。）、船舶補給施設、港湾環境整備施設については、上記審査基準に抵触するおそれがないことが明らかな場合は、即時とする。 それ以外の場合は 20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課 ただし、和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年和歌山県条例第 38 号）に規定する市町村が処理する事務とされているものについては、当該市町村とする。
	提出時期	随時

	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手数料	なし
	占用料金等	和歌山県港湾施設管理条例の規定による金額
	相談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
備	考	<p>1. 許可を要しない施設の使用については、申請の必要はありません。詳しくは各港湾を所管する事務所まで問い合わせください。</p> <p>2. 許可を受けずに港湾施設の使用等を行った者は、5万円以下の過料の規定がある。(和歌山県港湾施設管理条例第19条第2号)</p>

和歌山県

許認可等の処分に係る審査基準（No4-港用使）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	港湾施設用地の使用許可
	概 要	港湾施設用地を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県港湾施設管理条例第 4 条第 2 項	
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 港湾施設用地の使用にあたって、必要な免許、許可、登録その他の資格を有していること。 2. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 3. 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。 4. 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 5. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、港長の許可を得ること。 6. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 7. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 8. 緊急輸送道路に指定された臨港道路における地上又は上空の使用でないこと。 9. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。10.その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 	
標 準 処 理 期 間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課
	提 出 時 期	随時
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手 数 料	なし
占 用 料 金 等	和歌山県港湾施設管理条例の規定による金額	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考	許可を受けずに港湾施設の使用等を行った者は、5 万円以下の過料の規定がある。（和歌山県港湾施設管理条例第 19 条第 2 号）	

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No5-港施工）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	港湾施設への工作物等の設置許可
	概 要	港湾施設（港湾施設用地を含む。）の使用許可を受けたものが、港湾施設の使用にあたって、その使用場所に工作物その他の設備を設置しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県港湾施設管理条例第4条第3項	
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工作物その他の設備の設置にあたって、必要な免許、許可、登録その他の資格を有していること。 2. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 3. 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。 4. 港湾施設の目的又は用途に合致していること。合致していない場合は、公益上の必要性が認められること。 5. 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 6. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、港長の許可を得ること。 7. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 8. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 9. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 10. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 	
標準処理期間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日には含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課
	提出時期	随時
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
手 数 料	なし	
占 用 料 金 等	なし	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	

備 考	許可を受けずに港湾施設の使用等を行った者は、5万円以下の過料の規定がある。(和歌山県港湾施設管理条例第19条第2号)
--------	--

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No6-港施行）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	港湾施設の工事等の許可
	概 要	和歌山県港湾施設管理条例第 4 条の規定による許可に係るものを除き、港湾施設の現状に変更を加えるようとする者は、知事の許可を受けなければならない。（例：臨港道路の側溝に蓋等を設置する場合等）
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県港湾施設管理条例第 4 条の 2	
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 港湾計画の遂行に支障を与えないこと。 2. 港湾施設の目的又は用途に合致していること。合致していない場合は、公益上の必要性が認められること。 3. 他の港湾施設の維持管理及び整備に支障を与えないこと。 4. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、港長の許可を得ること。 5. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 6. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 7. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 8. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 	
標 準 処 理 期 間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課
	提 出 時 期	随時
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
手 数 料	なし	
占 用 料 金 等	なし	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考	許可を受けずに港湾施設の現状に変更を加える行為を行った者は、5 万円以下の過料の規定がある。（和歌山県港湾施設管理条例第 19 条第 1 号）	

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No7-港施免）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	港湾施設使用料の減免
	概 要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県港湾施設管理条例第5条第4項	
審 査 基 準	1. 次に掲げるいずれかの場合であること。 ア 行政財産の使用許可に伴う使用料の減免について（平成10年4月1日付け管第10号副知事依命通達）に規定するものである場合 イ 臨港道路における次の（ア）から（キ）までのいずれかの占用物件の場合 （ア）港湾管理者が設ける街灯、標識等の工作物を無償で添加している電柱及び電話柱等（免除） （イ）公共的団体、電気事業者又は電気通信事業者が設ける架空の臨港道路横断電線及び各戸引込電線等（免除） （ウ）地域の防犯に著しく寄与する防犯灯（免除） （エ）ガス、電気、電気通信（電気通信事業者が設けるものに限る。）、水道、下水道の各戸引込埋設管（家庭の日常生活に係るものに限る。）（免除） （オ）電気通信事業者が設ける無線装置の付帯設備であるアンテナ、配管及び配線（免除） （カ）地域の公共交通に寄与するバス停留所標識（5割減額） （キ）公安委員会の設置する信号機又は標識を無償で添加している電気事業者又は電気通信事業者の設置する電柱又は電話柱（5割減額） ウ その他公益上の必要等特別の事由があると認める場合 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
標準処理期間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課 ただし、和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）に規定する市町村が処理する事務とされているものについては、当該市町村とする。

提出時期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。
提出方法	和歌山県港湾施設管理条例第 4 条の規定に基づく使用等の申請書の提出と同時に提出してください。
手数料	なし
占用料金等	なし
相談窓口	上記提出先に直接ご相談ください。
備考	

和歌山県

許認可等の処分に係る審査基準（No8-港施還）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	港湾施設使用料の還付
	概 要	特別の事情のため港湾施設を使用することができなかつたときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県港湾施設管理条例第5条第3項	
審 査 基 準	1. 特別の事情のため港湾施設を使用することができなかつたことが明らかでないこと。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
標 準 処 理 期 間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課 ただし、和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）に規定する市町村が処理する事務とされているものについては、当該市町村とする。
	提 出 時 期	随時
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
手 数 料	なし	
占 用 料 金 等	なし	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考		

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No9-港マ行）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	マリーナでの行為許可
	概 要	マリーナにおいて、物品を販売すること、興行をすること、展示会、競技会、講習会その他これらに類する催しのためにマリーナを使用すること及びその他知事の指定する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県マリーナ条例第4条第1項	
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公衆のマリーナの利用に支障を及ぼさないと認められること。 2. 和歌山県マリーナ条例第5条の規定に該当しないこと。 3. マリーナの維持管理及び運営に支障を与えないこと。 4. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 5. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 	
標 準 処 理 期 間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山マリーナ 和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提 出 時 期	随時
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとするマリーナを所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手 数 料	なし
占 用 料 金 等	和歌山県マリーナ条例の規定による金額	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考		

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No10-港マ工）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	マリーナへの工作物等の設置許可
	概 要	マリーナにおいて工作物その他の設備を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県マリーナ条例第6条第1項	
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公衆のマリーナの利用に支障を及ぼさないと認められること。 2. 和歌山県マリーナ条例第5条の規定に該当しないこと。 3. マリーナの維持管理及び運営に支障を与えないこと。 4. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 5. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 	
標 準 処 理 期 間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山マリーナ 和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提 出 時 期	随時
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとするマリーナを所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手 数 料	なし
占 用 料 金 等	和歌山県マリーナ条例の規定による金額	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考		

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No11-港マ免）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	マリーナ使用料の減免
	概 要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県マリーナ条例第7条第2項	
審 査 基 準	1. 次に掲げるいずれかの場合であること。 ア 行政財産の使用許可に伴う使用料の減免について（平成10年4月1日付け管第10号副知事依命通達）に規定するものである場合 イ その他公益上の必要等特別の事由があると認める場合 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
標 準 処 理 期 間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山マリーナ 和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提 出 時 期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。
	手 数 料	なし
占 用 料 金 等	なし	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考		

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No12-港臨工）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	臨港地区区分内の建設等の許可
	概 要	和歌山県の臨港地区の区域内においては、分区を指定し、各分区の目的を著しく阻害する建築物その他の構築物の建設を規制していますが、知事が公益上やむを得ないと認めて許可した場合は、この限りではありません。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物等の規制に関する条例第3条	
審 査 基 準	1. 公益上やむを得ないと認められるものであること。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
標 準 処 理 期 間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山下津港、加太港及び大川港 和歌山下津港湾事務所総務管理課 上記以外の港湾 各港湾を所管する建設部管理保全課
	提 出 時 期	随時
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手 数 料	なし
占 用 料 金 等	なし	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考		

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No13-港入免）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	和歌山下津港入港料の減免
	概 要	和歌山下津港に入港する船舶は、和歌山下津港入港料条例第 2 条の規定により、入港料を納付しなければなりません。同条例第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定による場合以外に同条第 3 項により入港料を減免する場合があります。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山下津港入港料条例第 3 条第 3 項	
審 査 基 準	<p>1. 和歌山下津港入港料条例施行規則(昭和52年和歌山県規則第27号)第3条又は和歌山下津港入港料条例施行規則に伴う施行要領に規定する次のアからケまでに掲げる船舶であること。</p> <p>ア 避難勧告を受けて一時港外に退避し、再入港する船舶</p> <p>イ 検疫のみの目的で入港する船舶</p> <p>ウ 係留施設の効率利用のため、いったん港外に待機し、再入港する船舶</p> <p>エ 国又は地方公共団体が運行する船舶</p> <p>オ 避難勧告前であっても気象注意報が発令され、避難のため一時港外に退避し、再入港する船舶</p> <p>カ 新造船、修理船で試運転のため入出港する船舶</p> <p>キ 港域を通過する船舶</p> <p>ク 傷病人の発生又は違法な乗船者の発見等により早急に入港を要する船舶</p> <p>ケ 上記に掲げるもののほか、その都度知事が特に必要と認めた船舶</p> <p>2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。</p>	
標準処理期間	2日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山下津港 和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提出時期	随時
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手 数 料	なし
占用料金等	なし	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考	次のアからケまでに掲げる船舶の場合は、入港料の徴収対象外（港湾法第44条の2第1項ただし書及び港湾法施行令第16条）	

	<p>ア 警備救難に従事する船舶</p> <p>イ 海象又は気象の観測に従事する船舶</p> <p>ウ 漁業監視船</p> <p>エ 航海訓練に従事する船舶</p> <p>オ 漁業練習又は漁業調査に従事する船舶</p> <p>カ 航路標識の管理に従事する船舶</p> <p>キ 水路の測量に従事する船舶</p> <p>ク 学術研究に従事する船舶</p> <p>ケ 海外からの日本国民の集团的引揚輸送に従事する船舶</p>
--	--

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No14-港入還）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	和歌山下津港入港料の還付
	概 要	既納の入港料は、基本的に還付しませんが、知事が特別の事由があると認めるときは、この限りではありません。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山下津港入港料条例第4条	
審 査 基 準	1. 特別の事由があると認めるときであること。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
標 準 処 理 期 間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山下津港 和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提 出 時 期	随時
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手 数 料	なし
占 用 料 金 等	なし	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考		

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No15-海保占）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	海岸保全区域内の占用許可
	概 要	海岸管理者以外の者が海岸保全区域（公共海岸の土地に限る。）内において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとする場合は、海岸管理者の許可を受けなければならない。
根 拠 法 令 及 び 条 項	海岸法第7条第1項	
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海岸保全区域の用途又は目的を妨げないこと。 2. 海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 3. 当該箇所であれば目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 4. 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。 5. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 6. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 7. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 8. 収益（利益の有無にかかわらず利用者から料金等を徴収するもの。）を伴う利用（水道、電気、ガスなど県民生活に不可欠な供給路に関するものを除く。）の場合は、次のアからキまでに掲げる要件を全て満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 申請主体が、地方公共団体、協議会（地元自治会や地元観光協会等で構成される団体）、漁業協同組合（遊漁船業の登録を受けた組合意を含む）又は漁業権や漁業許可に基づき養殖用工作物を設置する者であること。ただし、数日程度の単発的なイベントであり、かつ、国、県又は地元市町のいずれかから後援を受けている場合はこの限りではない。 イ 事業目的が地域や漁業・海業の振興に資するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> なお、海業とは、「海や漁村の地域資源を活用し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの」をいう。 （例：水産物販売、漁業体験、釣り体験等） ウ 収益を伴う利用に関して、近隣事業者の了解を得ていること。 エ 安全マニュアル等を作成し、利用者の安全を確保できること。 オ 工作物は容易に撤去できるもので、かつ、一時的な設置であること。 <ul style="list-style-type: none"> ただし、特別の事由があると認められるときはこの限りではない。 カ 近隣住民の住宅に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと。特に午後11時から午前6時までの深夜の時間帯は厳禁とすること。また、騒音対応を行うための体制を整えること。 	

		キ ゴミを放置することなく責任を持って処分すること。 9. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
標準処理期間		20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。
申請	提出先	各海岸を所管する建設部管理保全課 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提出時期	随時
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手数料	なし
占用料金等		和歌山県海岸占用料等徴収条例の規定による金額
相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。
備考		1. 許可を受けずに占用を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の規定がある。（海岸法第41条第1号） 2. 収益を伴う利用ではないとして申請を行い、利用者から料金を徴収した場合や収益を伴う利用で許可を受けたにもかかわらず審査基準の8で定める力及びキの要件を遵守できない場合は、許可を取り消す。

和歌山県

許認可等の処分に係る審査基準（No16-海保行）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	海岸保全区域内の行為許可
	概 要	海岸保全区域内において、海岸法第 8 条第 1 項に規定する行為をしようとする者は、海岸管理者の許可を受けなければならない。
根 拠 法 令 及 び 条 項	海岸法第 8 条第 1 項	
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海岸保全区域の用途又は目的を妨げないこと。 2. 海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 3. 当該箇所であれば目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 4. 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。 5. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 6. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 7. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 8. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 	
標 準 処 理 期 間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	各海岸を所管する建設部管理保全課 港湾区域内的の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提 出 時 期	随時
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手 数 料	なし
占 用 料 金 等	和歌山県海岸占用料等徴収条例の規定による金額	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考	許可を受けずに行為を行った者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金の規定がある。（海岸法第 41 条第 2 号）	

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No17-海般占）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処 名 称	一般公共海岸区域内の占用許可
分 概 要	海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域（水面を除く）内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用しようとする場合は、海岸管理者の許可を受けなければならない。
根 拠 法 令 及 び 条 項	海岸法第37条の4
審 査 基 準	<p>1. 一般公共海岸区域の用途又は目的を妨げないこと。</p> <p>2. 海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>3. 当該箇所であれば目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。</p> <p>4. 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。</p> <p>5. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。</p> <p>6. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。</p> <p>7. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。</p> <p>8. 収益（利益の有無にかかわらず利用者から料金等を徴収するもの。）を伴う利用（水道、電気、ガスなど県民生活に不可欠な供給路に関するものを除く。）の場合は、次のアからキまでに掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>ア 申請主体が、地方公共団体、協議会（地元自治会や地元観光協会等で構成される団体）、漁業協同組合（遊漁船業の登録を受けた組合意を含む）又は漁業権や漁業許可に基づき養殖用工作物を設置する者であること。ただし、数日程度の単発的なイベントであり、かつ、国、県又は地元市町のいずれかから後援を受けている場合はこの限りではない。</p> <p>イ 事業目的が地域や漁業・海業の振興に資するものであること。なお、海業とは、「海や漁村の地域資源を活用し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの」をいう。 （例：水産物販売、漁業体験、釣り体験等）</p> <p>ウ 収益を伴う利用に関して、近隣事業者の了解を得ていること。</p> <p>エ 安全マニュアル等を作成し、利用者の安全を確保できること。</p> <p>オ 工作物は容易に撤去できるもので、かつ、一時的な設置であること。 ただし、特別の事由があると認められるときはこの限りではない。</p> <p>カ 近隣住民の住宅に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと。特に午後11時から午前6時までの深夜の時間帯は厳禁とすること。また、騒音対応を行うための体制を整えること。</p>

		キ ゴミを放置することなく責任を持って処分すること。 9. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。
標準処理期間		20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。
申請	提出先	各海岸を所管する建設部管理保全課
	提出時期	随時
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手数料	なし
占用料金等		和歌山県海岸占用料等徴収条例の規定による金額
相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。
備考		1. 許可を受けずに占用を行った者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金の規定がある。（海岸法第42条第5号） 2. 収益を伴う利用ではないとして申請を行い、利用者から料金を徴収した場合や収益を伴う利用で許可を受けたにもかかわらず審査基準の8で定める力及びキの要件を遵守できない場合は、許可を取り消す。

和歌山県

許認可等の処分に係る審査基準（No18-海般行）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	一般公共海岸区域内の行為許可
	概 要	一般公共海岸区域内において、海岸法第 37 条の 5 に規定する行為をしようとする者は、海岸管理者の許可を受けなければならない。 一 土石を採取すること 二 水面において施設又は工作物を新設し、又は改築すること 三 土地の掘削、盛土、切土その他海岸の保全に支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定める行為をすること
根 拠 法 令 及 び 条 項	海岸法第 37 条の 5	
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般公共海岸区域の用途又は目的を妨げないこと。 2. 海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。 3. 当該箇所でなければ目的を達成することが不可能又は著しく困難であること。 4. 水面において工作物を設置する場合は、安全な構造であること。 5. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 6. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 7. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 8. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 	
標 準 処 理 期 間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	各海岸を所管する建設部管理保全課
	提 出 時 期	随時
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする港湾を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手 数 料	なし
占 用 料 金 等	和歌山県海岸占用料等徴収条例の規定による金額	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考	許可を受けずに行為を行った者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金の規定がある。（海岸法第 42 条第 6 号）	

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No19-海公免）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	海岸占用料等の減免
	概 要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県海岸占用料等徴収条例第3条	
審 査 基 準	1. 次に掲げるいずれかの場合であること。 ア 行政財産の使用許可に伴う使用料の減免について（平成10年4月1日付け管第10号副知事依命通達）に規定するものである場合 イ 養殖用工作物を設置する場合 ウ その他公益上の必要等特別の事由があると認める場合 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
標準処理期間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日をも定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	各海岸を所管する建設部管理保全課 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提出時期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。
	提出方法	海岸法第7条第1項又は第37条の4の規定に基づく使用等の申請書の提出と同時に提出してください。
	手 数 料	なし
占 用 料 金 等	なし	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考	海岸法第10条第2項（同法第37条の8で準用される場合を含む。）の規定に基づく国又は地方公共団体による占用等の場合は、占用料の徴収対象外（海岸法第11条）	

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No20-海公還）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	海岸占用料等の還付
	概 要	既納の占用料等は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認め たときは、この限りでない。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県海岸占用料等徴収条例第4条	
審 査 基 準	1. 特別の事由があると認めるときであること。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
標 準 処 理 期 間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成 元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	各海岸を所管する建設部管理保全課 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保 全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提 出 時 期	随時
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海岸を所管する事務 所等の管理担当に提出してください。
	手 数 料	なし
占 用 料 金 等	なし	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考		

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No21-海公延）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	海岸占用料等の延滞金の減免
	概 要	知事は、占用料等を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県海岸占用料等徴収条例第6条	
審 査 基 準	1. やむを得ない事由があると認めるときであること。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
標 準 処 理 期 間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	各海岸を所管する建設部管理保全課 港湾区域内の海岸保全区域については、当該港湾を所管する建設部管理保全課及び和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提出時期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海岸を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手 数 料	なし
占 用 料 金 等	なし	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考		

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No22-海園行）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	海浜公園での行為許可
	概 要	海浜公園において、物品を販売すること、興行をすること、展示会、競技会、講習会その他これらに類する催しのために海浜公園を使用すること及びその他知事の指定する行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県海浜公園設置及び管理条例第3条第1項	
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 公衆の海浜公園の利用に支障を及ぼさないと認められること。 2. 和歌山県海浜公園設置及び管理条例第4条の規定に該当しないこと。 3. 海浜公園の維持管理及び運営に支障を与えないこと。 4. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 5. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。 	
標 準 処 理 期 間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山県浜の宮ビーチ及び和歌山県片男波ビーチ 和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提 出 時 期	随時
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海浜公園を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手 数 料	なし
占 用 料 金 等	和歌山県使用料及び手数料条例の規定による金額	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考		

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No23-海園免）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	海浜公園使用料の減免
	概 要	知事は、貧困その他特別の事情があると認めるものに対しては、使用料及び手数料を減免することができる。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県使用料及び手数料条例第3条	
審 査 基 準	1. 貧困その他特別の事由があると認めるときであること。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
標 準 処 理 期 間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	和歌山県浜の宮ビーチ及び和歌山県片男波ビーチ 和歌山下津港湾事務所総務管理課
	提 出 時 期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。
	手 数 料	なし
占 用 料 金 等	なし	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考		

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No24-海底占）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839
処 名 称	一般海域における海底の土地の使用許可
分 概 要	一般海域における海底の土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用又は収益を許可することができる。
根 拠 法 令 及 び 条 項	国有財産法第 18 条第 6 項
審 査 基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. その用途又は目的を妨げないこと。 2. 公衆の利用に著しい支障を及ぼすおそれのないこと。 3. 当該箇所であれば目的を達成することが不可能又は著しく困難であること 4. 工作物を設置する場合は、安全な構造であること。 5. 土砂採取、危険物の設置等他の法令により規制を受ける行為をする場合は、当該法令に従うこと。 6. 周辺の船舶航行に支障を与えないこと。 7. 近傍に立地する事業者の事業活動に支障を与えないこと。支障を与えるおそれのある場合は、事業者の同意を得ること。 8. 水質汚濁等、環境を悪化させるおそれがないこと。 9. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。 10. 収益（利益の有無にかかわらず利用者から料金等を徴収するもの。）を伴う利用（水道、電気、ガスなど県民生活に不可欠な供給路に関するものを除く。）の場合は、次のアからキまでに掲げる要件を全て満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア 申請主体が、地方公共団体、協議会（地元自治会や地元観光協会等で構成される団体）、漁業協同組合（遊漁船業の登録を受けた組合員を含む）又は漁業権や漁業許可に基づき養殖用工作物若しくは定置網を設置する者であること。ただし、数日程度の単発的なイベントであり、かつ、国、県又は地元市町のいずれかから後援を受けている場合はこの限りではない。 イ 事業目的が地域や漁業・海業の振興に資するものであること。 なお、海業とは、「海や漁村の地域資源を活用し、地域のにぎわいや所得と雇用を生み出すことが期待されるもの」をいう。 （例：水産物販売、漁業体験、釣り体験等） ウ 収益を伴う利用に関して、近隣事業者の了解を得ていること。 エ 安全マニュアル等を作成し、利用者の安全を確保できること。 オ 工作物は容易に撤去できるもので、かつ、一時的な設置であること。 ただし、特別の事由があると認めるときはこの限りでない。 カ 近隣住民の住宅に迷惑を及ぼす騒音を発しないこと。特に午後 1 1

		<p>時から午前6時までの深夜の時間帯は厳禁とすること。また、騒音対応を行うための体制を整えること。</p> <p>キ ゴミを放置することなく責任を持って処分すること。</p> <p>11. その他、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれがないこと。</p>
標準処理期間		<p>20日以内とする。</p> <p>ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。</p>
申請	提出先	海底の土地を所管する建設部管理保全課
	提出時期	随時
	提出方法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海底の土地を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手数料	なし
占用料金等		和歌山県海底の土地使用料徴収条例の規定による金額
相談窓口		上記提出先に直接ご相談ください。
備考		収益を伴う利用ではないとして申請を行い、利用者から料金を徴収した場合や収益を伴う利用で許可を受けたにもかかわらず審査基準の10で定める力及びキの要件を遵守できない場合は、許可を取り消す。

和歌山県

許認可等の処分に係る審査基準（No25-海底免）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 港湾振興班 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	一般海域における海底の土地使用料の減免
	概 要	公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県海底の土地使用料徴収条例第 4 条	
審 査 基 準	<p>1. 次に掲げるいずれかの場合であること。</p> <p>ア 国が公益目的で使用する場合</p> <p>イ 国有財産法第 18 条第 7 項の規定に基づく使用の場合</p> <p>ウ 行政財産の使用許可に伴う使用料の減免について（平成 10 年 4 月 1 日付け管第 10 号副知事依命通達）に規定するものである場合</p> <p>エ 養殖用工作物又は定置網を設置する場合</p> <p>オ その他公益上の必要等特別の事由があると認める場合</p> <p>2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。</p>	
標準処理期間	20 日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を守る条例（平成元年和歌山県条例第 39 号）第 1 条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	海底の土地を所管する建設部管理保全課
	提出時期	減免を受けようとする許認可等の申請書の提出と同時に提出してください。
	提出方法	国有財産法第 18 条第 6 項の規定に基づく使用等の申請書の提出と同時に提出してください。
	手 数 料	なし
占用料金等	なし	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考		

和 歌 山 県

許認可等の処分に係る審査基準（No26-海底還）

所 管 部 局	県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課 電話 073-441-3163 FAX 073-433-4839	
処 分	名 称	海底の土地使用料の還付
	概 要	既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。
根 拠 法 令 及 び 条 項	和歌山県海底の土地使用料徴収条例第5条	
審 査 基 準	1. 特別の事由があると認めるときであること。 2. 申請書の記載内容及び添付書類に不備がないこと。	
標 準 処 理 期 間	20日以内とする。 ただし、申請の日の翌日から起算し、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日は含まない。	
申 請	提 出 先	海底の土地を所管する建設部管理保全課
	提 出 時 期	随時
	提 出 方 法	所定の申請書及び添付書類を許可を受けようとする海底の土地を所管する事務所等の管理担当に提出してください。
	手 数 料	なし
占 用 料 金 等	なし	
相 談 窓 口	上記提出先に直接ご相談ください。	
備 考		

和 歌 山 県